

# 岐阜市立女子短期大学学長選考規程施行細則

制定（昭和 51 年 11 月 26 日）

改定 平成元年 9 月 29 日 平成 16 年 10 月 27 日

令和 2 年 9 月 23 日 令和 3 年 3 月 31 日

令和 6 年 7 月 24 日 令和 7 年 11 月 26 日

## （趣旨）

**第 1 条** この細則は、岐阜市立女子短期大学学長選考規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。

## （実施計画の策定）

**第 2 条** 評議会は、規程第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、速やかに学長候補者選挙の実施計画を策定しなければならない。

## （委員会の委員の選出方法）

**第 3 条** 規程第 11 条第 1 項第 1 号に規定する学長候補者選考管理委員会（以下「委員会」という。）の委員の選挙の方法は、投票によって行い、あらかじめ各学科に区分毎に所属する教員の氏名が記載された学長候補者選考管理委員選出投票用紙（様式第 1 号）を用いて、投票しようとする各区分の投票欄に○の記号を 1 個記入することとし、これに合致しない投票は無効とする。

- 2 前項の方法により、各学科の区分毎に最多得票者 1 名を当選とし、残りの人員は、当該最多得票者を除いた他の者から得票上位の順に当選とする。
- 3 規程第 11 条第 7 項に規定する委員選挙の次点者として、当該学科毎に次点得票者 1 名を選出する。
- 4 前 2 項の当選又は選出において、同得票の場合は、くじにより当選又は選出するものとする。

## （告示の場所）

**第 4 条** 委員会は、学内の所定の場所に告示を行う。

## （選考権者の名簿）

**第 5 条** 規程第 6 条第 1 項に定める学長候補者選考権者名簿（様式第 2 号）は、推薦書提出期日の 3 日前までに作成し、委員会において保管し、閲覧に供するものとする。

- 2 休職中の者とは、岐阜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年岐阜市条例 4 号）第 12 号に規定する病気休暇の承認を受けた者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号の規定により休職の処分を受けた者をいう。
- 3 停職中の者とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定により停職の懲戒処分を受けた者をいう。

## （異議の申立て）

**第 6 条** 委員会の行う告示、管理及び運営並びに委員会が作成する名簿等に関し異議のあるときは、委員長に異議申立てをすることができる。

- 2 委員長は、異議申立てに応じ得ない場合には、その処置につき評議会の指示を求めるものとする。

## （推薦の方法等）

**第 7 条** 規程第 7 条第 1 項に規定する推薦書、推薦理由書及び同意書（以下「推薦書等」）及び所信書、履歴書及び業績概要（以下「所信書等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 学長候補者推薦書（様式第 3 号）

- (2) 推薦理由書（様式第4号）
  - (3) 同意書（様式第5号）
  - (4) 所信書（様式第6号）
  - (5) 履歴書（様式第7号）
  - (6) 業績概要（様式第8号）
- 2 前項に規定する推薦書等及び所信書等は、封じた上、これを推薦者代表の氏名を記載した推薦書等及び所信書等提出用封筒（様式第9号）に入れて密封し、推薦日当日に、所定の推薦所において、受付で選考権者であることの確認を受けてから、推薦箱に入れる。
- 3 委員長は、推薦の受付時間が終了したときは、推薦箱を閉鎖し、速やかに提出された推薦書等及び所信書等を審査しなければならない。
- 4 委員長は、審査が終了したときは、速やかに規程第7条第2項に規定する学長候補者被推薦者名簿（様式第10号）を作成し、告示するものとする。
- 5 規程第7条第3項の規定による公開は、LANを通じて学内に限定して行う。

#### （不在推薦）

- 第8条** 規程第15条第2項に規定する不在推薦は、推薦代表者が、委員会の指定する日時及び場所において推薦書等及び所信書等を提出することにより行う。
- 2 前項に規定する推薦書等及び所信書等は、封じた上、これを推薦者の代表の氏名を記載した推薦書等及び所信書等提出用封筒（様式第9号）に入れて密封し、委員長又は委員長の委任を受けた者に預託するものとする。
- 3 前項の預託を受けた者は、推薦日に推薦書等及び所信書等提出用封筒に記載された氏名を選考権者名簿により確認した後、推薦箱に入れるのもとする。

#### （不在選考）

- 第9条** 規程第15条第1項に規定する不在選考は、委員長又は委員長の委任を受けた者から所定の投票用紙を受領した選考権者が、当該投票用紙を用いて委員会の指定する日時及び場所において投票することにより行う。
- 2 記入した投票用紙は、封じた上、これを自己の氏名を記載した不在投票用封筒（様式第11号）に入れて密封し、委員長又は委員長の委任を受けた者に預託するものとする。
- 3 前項の預託を受けた者は、投票日に不在選考投票用封筒に記載された氏名を選考権者名簿により確認した後、当該封筒内の投票用紙を投票箱に入れるのもとする。

#### （投票）

- 第10条** 規程第8条に規定する投票は、あらかじめ候補者の氏名が記載された学長候補者選考投票用紙（様式第12号）を用いて、投票しようとする候補者1人の投票欄に○の記号を1個記入した後、投票箱に入れる方式とする。
- 2 規程第9条に規定する信任投票は、あらかじめ候補者の氏名が記載された学長候補者信任投票用紙（様式第13号）の投票欄に信任の場合は○の記号、不信任の場合は×の記号を記入した後、投票箱に入れる方式とする。
- 3 選考権者（第9条の規定により不在選考を行った者を除く。）は、投票日当日に、所定の投票所において、受付で選考権者であることの確認を受けてから、前2項の投票用紙の交付を受ける。

#### （開票）

- 第11条** 委員長は、投票時間が終了したときは、投票箱を閉鎖し、速やかに開票を行わなければならない。
- 2 委員長は、開票が終了したときは、投票結果を評議会の議を経て速やかに教授会に報告する。

#### （無効投票）

**第12条** 規程第8条に規定する投票において、投票が次の各号のいずれかに該当するなど所定の投票方法及び記入方法によらない場合は、当該投票を無効とする。

- (1) 投票所で交付した投票用紙を用いないとき。
  - (2) 投票欄以外の箇所に記号又は文字が記入されているとき。
  - (3) 複数の投票欄にまたがって○の記号が1個記入されているとき。
  - (4) 投票欄に○以外の記号又は文字が記入されているとき。
  - (5) 投票欄に定められた数を超える○の記号が記入されているとき。
  - (6) 投票欄が白紙であるとき。
- 2 規程第9条に規定する信任投票において、投票が次の各号のいずれかに該当するなど所定の投票方法及び記入方法によらない場合は、当該投票は無効とする。
- (1) 投票所で交付した投票用紙を用いないとき。
  - (2) 投票欄以外の箇所に記号又は文字が記入されているとき。
  - (3) 投票欄に○又は×以外の記号又は文字が記入されているとき。
  - (4) 投票欄が白紙であるとき。

**(職務処理)**

**第13条** 委員会の職務は、委員会の責任において、その一部を事務局に担当させることができる。

- 2 選考に関する記録は、すべて参考資料添付のうえ、これを委員会から評議会に提出し、事務局において保管するものとする。
- 3 この細則の実施上又は解釈上に疑義が生じた場合において、評議会が特に必要と認めるときは、評議会の議を経て定めるものとする。

**附 則**

- 1 この細則は、昭和51年11月26日から施行する。
- 2 学長候補者選考方法についての内規（昭和48年4月1日制定）は、これを廃止する。
- 3 この細則は平成元年9月29日から施行する。
- 4 この細則は平成16年10月27日から施行する。
- 5 この細則は令和2年9月23日から施行する。
- 6 この細則は令和3年4月1日から施行する。
- 7 この細則は令和6年7月24日から施行する。
- 8 この細則は令和7年11月26日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

学長候補者選考管理委員選出投票用紙

区分 国際コミュニケーション学科  
(区分) (投票欄) (氏名)

国際 コミュニケーション学科		

区分 健康栄養学科  
(区分) (投票欄) (氏名)

健康栄養学科		

区分 デザイン環境学科  
(区分) (投票欄) (氏名)

デザイン 環境学科		

各学科の区分から1名を選び、投票欄に○を記入すること

## 様式第2号（第5条関係）

## 学長候補者選考権者名簿

年 月 日

## 岐阜市立女子短期大学 学長候補者選考管理委員会

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

学長候補者推薦書

学長候補者選考管理委員長 様

推薦代表者

職名

氏名

（自署又は押印）

岐阜市立女子短期大学学長選考規程第7条第1項の規定により、学長候補者として下記の者を推薦します。

記

(1) 学長候補者被推薦者

所属機関名 (現・前・元)	職名	氏名

(2) 推薦者氏名（自署又は押印）

所属名	職名	氏名

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

推薦理由書

学長候補者選考管理委員長様

推薦代表者

職名

氏名

（自署又は押印）

岐阜市立女子短期大学学長選考規程第7条第1項の規定により、推薦理由書を提出します。

学長候補者被推薦者氏名	
岐阜市立女子短期大学学長選考規程第7条第3項に基づき、この内容が選考権者に公開されることに同意します。	

年 月 日

氏名

（自署又は押印）

推薦理由を横書き（フォントサイズ11pt程度）で、適宜枠を広げて記入してください。  
ただし、A4版1枚を超えないように作成してください。

同意書

学長候補者選考管理委員長 様

私は、岐阜市立女子短期大学学長の選考に際し、学長候補者として推薦されることについて同意します。

年 月 日

住所

氏名

（自署又は押印）

様式第6号（第7条関係）

所信書

学長候補者氏名

（自署又は押印）

岐阜市立女子短期大学学長選考規程第7条第3項に基づき、この内容が選考権者に公開されることに同意します。
年      月      日
氏名 (自署又は押印)

所信・抱負を横書き（フォントサイズ11pt程度）で、適宜枠を広げて記入してください。  
ただし、A4版1枚を超えないように作成してください。

## 様式第7号（第7条関係）

## 履歴書

(ふりなが) 氏名		生年月日	年月日生 (満歳)	
現住所	〒			
	電話(固定)		電話(携帯)	
	FAX		E-mail	
勤務地 (本学の場合 には所属)	住所(本学の場合には記載不要) 〒			
	勤務先(所属)名			
	勤務先(所属)電話			
学歴	年月	事項		
職歴	年月	事項		
学位				
専門分野				
免許・資格				
賞罰	年月	事項		
学会及び社会 における活動 等	年月	事項		
その他特記す べき事項				
上記のとおり相違ありません。また、岐阜市立女子短期大学学長選考規程第7条第3項に基づき、この内容が選考 権者に公開されることに同意します。				
年月日				
氏名 (自署又は押印)				

各項目が枠内に収まらない場合は、適宜枠を拡げて記入してください。

ただし、A4版2枚を超えないように作成してください。

様式第8号（第7条関係）

業績概要

上記のとおり相違ありません。また、岐阜市立女子短期大学学長選考規程第7条第3項に基づき、この内容が選考権者に公開されることに同意します。
年      月      日
氏名 (自署又は押印)

大学の管理・運営・教育研究等について自己の業績概要を記入してください。

なお、業績概要が枠内に収まらない場合は、適宜枠を広げて記入してください。

ただし、A4版2枚を超えないように作成してください。

様式第9号（第7条及び8条関係）

推薦書等及び所信書等提出用封筒	開封無効
岐阜市立女子短期大学 学長候補者選考管理委員会	
年　　月　　日	
推薦者代表氏名	

岐阜市立女子短期大学学長選考規程施行細則第7条第1項に規定する提出物を提出用封筒に入れ、  
さらに提出用封筒を封筒に入れて「推薦書等在中」と朱書きし、委員会へ預託する。

様式第10号（第7条関係）

学長候補者被推薦者名簿

岐阜市立女子短期大学 印

学長候補者被推薦者		
氏名	所属機関名	職名 (又は前・元職名)

名簿記載順番は、五十音順

年 月 日

岐阜市立女子短期大学  
学長候補者選考管理委員会

様式第11号（第9条関係）

不在投票用封筒

開封無効

岐阜市立女子短期大学  
学長候補者選考管理委員会

年 月 日

投票者氏名

投票用紙に記載のうえ不在投票用封筒に入れ、さらに不在投票用封筒を封筒に入れて「投票用紙在中」と朱書きし、委員会へ預託する。

様式第12号（第10条関係）

学長候補者選考投票用紙

岐阜市立女子短期大学 印

(投票欄)	(学長候補者氏名)
	候補者名

学長候補者から1名選び、投票欄に○印を記入すること

様式第13号（第10条関係）

学長候補者信任投票用紙

岐阜市立女子短期大学 印

(投票欄)	(学長候補者氏名)
	候補者名

投票欄に、信任の場合は○印、不信任の場合は×印を記入すること

- 信任  
× 不信任